

芦屋港活性化推進委員会設置条例

平成29年6月30日条例第18号

改正

平成30年6月29日条例第13号

(設置)

第1条 芦屋港が本町の持続的な発展に果たす役割の重要性に鑑み、芦屋港の現状分析及び将来目指すべき方向と展望を提示するとともに、観光レジャーの要素をもつ港及び周辺機能等の活性化に関する事項を調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、芦屋港活性化推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議を行い、町長へ答申する。

- (1) 芦屋港が抱える課題、問題点等の把握及び整理に関すること。
- (2) 芦屋港の活性化の方向性に関すること。
- (3) 芦屋港の活性化のための基本的な方針に関すること。
- (4) 芦屋港の活性化を実現するための計画等の策定に関すること。
- (5) 前号の計画等に基づく本町の施策等に関すること。
- (6) 芦屋港の活性化のために実施する事業の調査及び審議に関すること。
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 専門的知識を有する者
- (2) 町議会の議員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 町民
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第5条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、町長が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、第1項に係る事案の調査審議期間とする。

(委員長等)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(専門分科会)

第8条 委員会は、審議を効率的に実施するため必要があるときは、専門分科会を設置することができる。

- 2 専門分科会の委員は、委員会の委員及び臨時委員のうちから委員長が指名する。
- 3 委員会は、専門分科会の決議（重要又は異例な事項を除く。）をもって委員会の決議とすることができる。

(専門分科会会長等)

第9条 専門分科会に専門分科会会長及び専門分科会副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 専門分科会会長は、専門分科会において検討した事項を委員会に報告しなければならない。
- 3 第6条第2項及び第3項並びに第7条の規定は、専門分科会会長の職務及び専門分科会の会議について準用する。

(守秘義務)

第10条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(報酬及び費用弁償)

第11条 委員及び臨時委員の報酬及び費用弁償は、芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例（昭和31年条例第13号）の規定に定めるところにより支給する。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、芦屋港活性化推進室において処理する。

(補則)

第13条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年6月29日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の芦屋港活性化推進委員会設置条例の規定は、平成30年4月1日から適用する。